

さぬき市人権教育及び 人権啓発に関する基本指針



2014（平成26）年3月

さぬき市

ご 挨拶



人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利で、人類の歴史的過程の中で築かれてきた最も大きな財産であります。

そして我が国においては、日本国憲法第14条で「すべての国民は、法の下に平等」と定められ、法律の制定などによって、すべての国民が平等に人間らしく生きていけるよう、種々の施策が国において実施されております。

また、本市におきましても、すべての人権が尊重される社会をめざして、2000年（平成12年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく地方公共団体の責務として、2003年（平成15年）3月に「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」を、さらに、2004年（平成16年）3月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を策定するなど、市民の人権意識の高揚を図ってまいりました。

しかし、依然として女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など様々な人権問題が存在しており、さらに国際化、情報化に伴い、新たな人権侵害も生じております。

こうしたことから、人権教育及び人権啓発の取り組むべき方向性を明らかにし、総合的かつ計画的にそれらを推進するため、「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」と「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を統一し、見直すことといたしました。

その結果、この間の法律等の整備や社会情勢の変化などを踏まえた上で、法律で義務づけられている施策として、「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」を策定したところであります。

今後はこの指針に基づき、すべての施策の根底に人権がかかわっているということ認識し、人権教育及び人権啓発の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の指針の策定にあたり、ご審議を賜りました「さぬき市人権擁護審議会」や各種団体の皆様に、心から感謝いたしますとともに、今後とも啓発等の推進につきまして、さらなるご支援をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2014年（平成26年）3月

さぬき市長 大 山 茂 樹

目 次

1	策定の趣旨	1
2	基本的理念	1
3	策定の背景	
	(1) 国際社会の取組	1
	(2) 国・県の取組	2
	(3) さぬき市の取組	3
4	さまざまな人権を取り巻く現状と課題への対応	
	(1) 女性の人権	4
	(2) 子どもの人権	4
	(3) 高齢者の人権	5
	(4) 障害者の人権	6
	(5) 同和問題	6
	(6) 外国人の人権	7
	(7) ハンセン病回復者、H I V感染者等の人権	8
	(8) その他の人権問題	8
5	人権教育・啓発の推進について	
	(1) あらゆる場における人権教育・啓発	
	ア 学校等での取組	10
	イ 地域社会での取組	11
	ウ 家庭での取組	11
	エ 職場での取組	11
	(2) 効果的な推進のために	
	ア 社会教育団体、市民団体等との連携	12
	イ 国・県との連携・協力	12
	ウ 庁内の推進体制	12
	エ 基本指針の見直し	12
◎資料		
	世界人権宣言（抜粋）	13
	日本国憲法（抜粋）	14
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	16
	さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例	18
	人権尊重都市宣言	19

1 策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるものです。

近年、社会経済情勢の変化や国際化、個人の権利意識の高揚、情報化社会の発展などにより、これまでの日常生活では見られなかった、さまざまな課題が生じています。

また、依然として差別的なものの見方・考え方をしている社会制度・慣習が存在します。

そうしたなか、人権を巡る状況は、ますます複雑・多様化し、人権問題に対する社会的関心も高くなっています。

本市においては、あらゆる場を通じて人権教育、人権啓発を推進するとともに、個別の人権課題に積極的に取り組んできましたが、今、より一層効果的な取組が求められています。

国においては、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、第5条の規定に基づき基本指針の策定が求められています。そこで、さぬき市では、2003（平成15）年3月に策定した「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」、2004（平成16）年3月に策定した「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を統一し、見直しすることによって、人権教育・啓発について取り組むべき方向性を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進するため、本指針を策定するものです。

2 基本的理念

本指針は、市民が学校、地域、家庭、職場その他あらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活において身につけ実践することにより、市民一人ひとりの人権が保障され、共に生きていくことができる社会の実現をめざすことを基本的理念とします。

3 策定の背景

（1）国際社会の取組

世界は、2度にわたる甚大な犠牲を出した世界大戦を経験した反省から、世界平和を希求して1945（昭和20）年10月に国際連合（以下「国連」という。）を創設しました。国連は、1948（昭和23）年12月、第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。

しかし、その後も世界各地において、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的加害に起因する紛争、飢餓、難民、テロなどの深刻な問題が跡を絶ちません。

このような国際社会の深刻な状況を前に、世界人権宣言45周年となる1993（平成5）年6月に第2回世界人権会議がウィーン（オーストリア）で開催

され、すべての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的関心事であるとして、人権教育の重要性が確認され、「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。

これを受け、1994（平成 6）年 12 月の第 49 回国連総会において、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までを「人権教育のための国連 10 年」と定める決議とそれに伴う行動計画が採択されました。

これにより、各国において国内行動計画の策定や地方及び地域社会を基盤とした団体に対しては、国の支援を受けてその住民に対し、実効ある人権教育を進めてきました。

国連行動計画の取り組みが最終年を迎えた 2004（平成 16）年 12 月には、国連総会において、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005（平成 17）年から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されました。

また、2005（平成 17）年、国連において我が国が共同提案した「北朝鮮の人権状況」決議がされることにより、拉致が人権侵害として国際社会において捉えられ、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決が求められるようになりました。

（2） 国・県の取組

わが国では、1947（昭和 22）年に「基本的人権の尊重」などを基本原理とする「日本国憲法」が施行され、この憲法が保障する基本的人権の確立とその擁護を図るため「教育基本法」「障害者基本法」「高齢者対策基本法」「男女共同参画基本法」などの法律を制定し、誰もが公平・公正を保てるよう各種施策が実施されてきました。

他方、人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、国際社会の一員としての役割を果たすため、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を締結し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

国連での「人権教育のための国連 10 年」の採択をうけ、1997（平成 9）年 7 月に国内行動計画が策定・公表されました。

この国内行動計画は、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目的としています。

また、人権教育を進めるにあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（市職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、マスメディア関係者等）に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ハンセン病回復者、H I V感染者などの重要課題に積極的に取り組むこととしています。

さらに、我が国の固有の人権問題である同和問題の早期解決に向けた在り方について検討した「地域改善対策協議会」は、1996（平成 8）年の意見具申において、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果

等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである」と提言しました。

こうした意見具申の趣旨に沿って、1996（平成 8）年 12 月には「人権擁護施策推進法」が 5 年間の時限法として制定され、同法に基づき「人権擁護審議会」が法務省に設置され、第 1 号答申である「教育及び啓発に対する施策の総合的な推進に関する事項について」として 2000（平成 12）年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられ、2002（平成 14）年 3 月に国の基本計画が策定されました。

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、福島第一原発事故での影響から福島県外に避難している福島県民に対するインターネットの書き込みやいじめなどの人権侵害が発生しました。そのような、人権侵害に対しては、法務省の事業などにおいて「がんばれ！東北」を表示するなど啓発を進めてきました。

本県においては、1998（平成 10）年 3 月、「香川県人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置して、1999（平成 11）年 3 月、「人権教育のための国連 10 年香川県行動計画」を策定しました。

また、2003（平成 15）年 12 月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権が共存する人権尊重社会の実現に向けた取組を進めています。

さらに、2011（平成 23）年度からの新たな香川づくりの指針として、「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定し、「人権尊重社会の実現」を重要な柱と位置づけ、県民一人ひとりが自分だけでなく他人の人権についても正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会の実現のため、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することとしています。

（3） さぬき市の取組

本市は、2002（平成 14）年 4 月 1 日に津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町が合併して誕生しました。それぞれの旧町において、「人権擁護条例」や『「人権教育のための国連 10 年」行動計画』などに基づき施策を推進してきました。

合併とともに「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定し、2003（平成 15）年 3 月に「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」を策定しました。

また、2003（平成 15）年 9 月 9 日には「人権尊重都市宣言」を行い、2004（平成 16）年 3 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を策定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に取り組んできました。

今後、国や県の人権教育・啓発に関する基本計画の積極的な推進を図るとともに、本市のさぬき市総合計画及び本指針に沿って、総合的かつ積極的に対応することとします。

4 さまざまな人権を取り巻く現状と重要課題への対応

(1) 女性の人権

本市では、2004（平成 16）年に「さぬき市男女共同参画プラン」を策定し、2009（平成 21）年には「さぬき市男女共同参画推進条例」を公布・施行するなど、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、現在においても、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、社会全体における男女の平等感について調査したところ、平等とする市民の割合は低位に留まっています。また、政策方針決定過程の場への女性の参画については、様々な分野で女性の活躍を期待する市民の割合が高い中であって、女性が不在の委員会・審議会があるほか、管理職に占める女性の割合が非常に低いなど、引き続き女性の参画を促進していくことが必要な状況です。その他、近年は、子育て世代を中心とした男女の家庭生活と職業・地域活動の両立に不満を持つ人の増加、恋人同士の間で起こるデートDV等、新たな課題も出てきています。

こうした状況をふまえ、今後は、男女平等の視点に立った教育・啓発の充実を図るとともに、様々な広報・啓発活動、支援活動を通じて、市民一人ひとりが自分らしく、ともにいきいきと生きることができるよう男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層強化していきます。

また、2014（平成 26）年には、プランの期間である 10 年を迎えることから「第 2 次さぬき市男女共同参画プラン」の策定に向け、取り組むこととともに、プラン策定後は、本指針と合わせた取り組みを進めていきます。

(2) 子どもの人権

本市では、1951（昭和 26）年に制定された「児童憲章」及び 1989（平成元）年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教育・福祉・保健等の関係機関が連携を図り、常に子どもの最善の利益を再確認し、子どもの権利を守るための取組を進めています。

家庭等における子どもに対する重大な人権侵害である「虐待」については、2000（平成 12）年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、家庭児童相談室や児童対策地域協議会を設置し、虐待の相談や通告を受けるとともに、虐待を受けている児童の保護や支援に努めています。

一方、学校等における子どもの人権問題である「いじめ」「体罰」「不登校」については、家庭と学校等との連携を密にし、常に子どもの動向を把握するとともに、スクールカウンセラーや相談機関の助言も受けながら問題の解消に努めています。

しかし、依然として虐待をはじめとする人権侵害や人権問題は解消されておらず、子どもの将来に様々な影響を及ぼしています。これらの背景には、

人間関係が希薄になり、子育てをする保護者が周囲から孤立するなど、子育てをめぐる環境の変化が大きく影響していると考えられます。

したがって、虐待やいじめなどを未然に防止するためには、子育て不安に苦しむ保護者に対し、地域全体で子育てを応援していくことが求められています。

今後は、子どもの人権を守るため、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨に沿った人権教育・啓発を行うとともに、子どもの発達・経験の個人差や国籍・文化の違いなどを互いに尊重する心が育つよう、子どもの人権に配慮した保育や教育を進めていきます。

さらには、2003（平成15）年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「さぬき市次世代育成行動計画（後期計画）」により、次世代社会を担う子どもたちの成長の支援と地域の子育て力を高めていくための施策を総合的、かつ効果的に展開することとしました。

また、2012（平成24）年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、新たに「さぬき市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育ての支援給付や支援事業を総合的・計画的に提供していきます。

（3）高齢者の人権

高齢化、核家族化の進展に伴い、介護や支援を必要とする人が増加する一方で、コミュニティの希薄化により地域での見守りが困難になっています。

このような状況にあって、一人暮らし等で社会から孤立する人や増加する認知症高齢者への対応がますます必要になっています。また、高齢者に対する虐待や振り込め詐欺（悪徳商法）による被害など高齢者の人権に関わる深刻な問題も生じています。

こうした状況を踏まえて、「高齢者の自立支援に基づいた保健福祉のまちづくり」を基本理念とする「さぬき市高齢者福祉計画」を2012（平成24）年3月に策定し、高齢者が安全に安心して生活を送ることができるように施策を推進しています。

まず、地域において継続的に住み続けることができるように、一人暮らしであっても、認知症や要介護の状態であっても、地域の中で見守られ支えられ安心して暮らすことのできるように、安否確認システム、権利擁護システムを構築し、地域における安心な生活の確保を推進します。

次に、介護保険制度を将来にわたり安定的で持続可能なものとするために適正円滑な運営を行い、高齢者が福祉サービスを利用するにあたり選択の自由を保障し、質の高いサービス提供を確保します。

また、介護保険制度の多様なサービスについて身近なところで相談支援できる体制を充実させるため、地域包括支援センターを中核として地域のさまざまな機関が必要に応じて関わることをできるようにネットワークを構築するなど機能強化を図ります。

団塊の世代が定年退職を迎える中、就労や社会貢献活動に高い意欲を持つ

高齢者も多く、高齢者が社会の中で積極的な役割を担い、社会とつながりを持ち続けることができるように、生きがいつくり、健康づくり、介護予防、社会貢献、就労支援などの活動を推進します。

(4) 障害者の人権

本市では、障害のある人、一人ひとりの生き方を大切にし、地域とのつながりやあたたかいふれあいのなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」をめざして、2003（平成15）年3月に「さぬき市障害者計画」を策定し、障害者施策の計画的な推進に努めてきました。また、具体的な障害者福祉のサービスの数値目標を定めた障害福祉計画を2007（平成19）年3月に策定し、計画の見直しも行いながら福祉施策の推進に取り組んできました。2012（平成24）年3月には、障害者基本法の一部を改正する法律の理念等を計画内容に取り入れた第3次さぬき市障害者計画・第3期障害福祉計画を策定し、福祉施策の充実に向けて取り組んでいます。

しかしながら、なお、障害のある人々が、障害を理由に社会活動のさまざまな場面で感じる障壁により不利益を被ることや、障害についての理解や認識不足により、偏見や差別意識が生じ、その自立と社会参加が妨げられることがあります。

こうした状況を踏まえ、具体的な施策として、障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、障害者の人権についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。そして、社会的な障壁の除去に対しての取組を一層おこなうとともに、教育活動においても、障害のある児童生徒の実態を把握し、より充実した取組を進めます。

生活支援においては、障害のある人自らの選択により、適切に利用できる福祉サービスを充実させるとともに、障害のある人やその家族からのさまざまな相談を受ける体制を整備し、障害者等のニーズを的確に把握して必要な支援を行うほか、成年後見制度等の障害者の権利擁護事業の取組を促進していきます。

また、雇用・就労においても、障害のある人がその能力を発揮し、社会の一員として活動できるよう地域自立支援協議会での就労の取組を行うほか、幅広く関係機関等と連携し、就労に向けた支援策の取組を行います。

本市では、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を基本におき、障害のある人々の地域における自立と社会参加をめざして取り組んでいきます。

(5) 同和問題

2002（平成14）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効しましたが、本市では、同和地区住民の生活の安定と自立の助長を図るため、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めながら、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を図るため取組を進めています。

しかし、2000（平成12）年に実施した「香川県同和地区実態調査」や「同和問題に関する県民意識調査」の結果からは、就労、教育の生活実態面や結婚や交際などの心理的差別の面について、課題が残されている状況が見られます。いまだ差別の解消に至っていない現状を踏まえ、さぬき市としてさらに人権・同和問題の解決に向け、取組の拠点として、辛立文化センターを2006（平成18）年12月に建築しました。

この施設を福祉と人権の拠点施設として、市民の学習、研修、交流の充実を図っていきます。

また、「えせ同和行為」の横行は、市民の同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな要因となっています。

こうした状況を踏まえ、今後は、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果を活かせるよう、すべての市民がお互いの人権を尊重する社会づくりのための教育・啓発活動をあらゆる場において進めるとともに、辛立文化センター、教育集会所、公民館、児童館を拠点に、周辺地域との交流を促進する中で、日常生活に根ざしたさらなる教育・啓発活動の充実を図ります。

また、関係機関及び企業などと連携し、公正な採用選考に関する啓発を推進するなど、雇用の面での差別意識の解消に努めるほか、「えせ同和行為」や「インターネットの書き込みに対する意識」について、企業等をはじめ広く市民に対し周知を図るなどの適切な対応に務めます。

（6）外国人の人権

国際化の進展によって、長期滞在型の外国籍住民の増加が進む中、さぬき市に在住する外国人住民は、2013（平成25）年8月末で294人となっています。

また、近年の日本企業の海外の進出に伴い、短期滞在型の外国人の増加も進んでいることから、外国人と日本人の相互理解を深め、外国人も安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

しかし、現実には、言語、宗教、文化、習慣等への理解の不足による偏見や差別意識の存在により、雇用や日常生活の場で、時として摩擦が生じています。

また、世界各地での事件や暴動など一部の人によって引き起こされていることが、あたかもその国民全体であるかのように言うことで、差別や偏見を増幅し、ヘイトスピーチなどの新たな人権問題が発生しています。

今後、小・中学校での国際理解教育の推進を図るとともに、市民や民間団体による多様な交流活動を促進することにより、市民と在住外国人の相互理解を深めて、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なる文化・習慣を持つ人々と共に生きていく社会への意識づくりを推進します。また、生活情報や市政情報の多言語による情報提供や道路・公共施設の案内板の外国語併記の促進などを行い、在住外国人への支援に務めます。

そのような流れの中、2012（平成24）年7月に住民基本台帳法の一部を

改正する法律により外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化が図られるようになっていきます。

(7) ハンセン病回復者、H I V感染者等の人権

ハンセン病に関しては、1996（平成 8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制的な隔離政策は終結しましたが、社会に残る偏見と長い療養生活のため、多くの入所者は、社会復帰に消極的な状況になっています。

そのような状況の中、ハンセン病問題の解決の促進に関する基本理念を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が 2008（平成 20）年 6 月に成立しました。

こうした状況を踏まえ、ハンセン病回復者に対する偏見や差別意識の解消に向けて、学校等との連携のもと、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病回復者の理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、H I V感染者等についての正しい知識の普及、啓発に努めています。しかし、病気に関する正しい理解が不足していることにより、偏見や差別意識が生まれ、人権問題につながっています。

H I V感染症は、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。今後においては、H I V感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認めあう共生の社会の実現をめざして、学校教育、保健機関等との連携のもと、病気に対する正しい知識の普及啓発活動を推進します。

(8) その他の人権問題

情報化が進む中で個人情報をも本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流されるというプライバシーの侵害の危険性が増え、インターネットを利用して他人への誹謗中傷や差別的書き込みが行われたりすることが大きな問題になっています。本市では同和問題に限らずあらゆる人権問題に対して、市民の人権を侵害する悪質な情報発信に対して、香川県等と連携し、表現の自由に配慮しながら、プロバイダーに対して削除依頼をおこない、人権侵害に対する防止に努めています。

刑を終えて出所した人については、保護司等、関係機関と連携し、新たな仕事に就くとともに社会復帰を進めています。しかし、今日の厳しい社会情勢によって、就職先を探すのが厳しい状況になっています。そのため、生活が困窮し、社会復帰をする前にあきらめてしまう状況もあります。

また、不当な解雇や職種差別、ワーキングプア、不法な長時間労働など労働者に対する人権を脅かす問題が増加していることから、これらにも適切な対応が求められます。

さらに、多様化する現代社会においてホームレス、同性愛や性同一性障害など性的マイノリティ（少数者）、アイヌの人々への差別といった問題が指

摘されています。様々な人権問題に対応するため、保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員会等と連携し、今後、新たに生じる問題も含めて、それぞれの問題状況に応じて、その解決のための施策の検討をおこないます。

5 人権教育・啓発の推進について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」を意味します。

差別事象は、嫌がらせや差別することを意図していないものの結果として行動や発言が差別につながっている状況があります。

市民一人ひとりが、日常生活の中で行動や発言などをする前に、人権に配慮し、そのことが態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身につくようにしていくことが重要です。

そのためにも、講演会や研修会等に対する主体的な市民の参加を促進するとともに、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて、対象者の発達段階に応じながら、人権教育・啓発を実施することが重要であることから、市民が参加しやすい講演会や研修会、イベントを実施するなど多様な生涯学習の機会を提供する必要があります。

また、普遍的な人権尊重の理念を訴えかけるとともに、具体的な人権課題に即し、地域の実情等を踏まえた、親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫をしたり、職場、学校、地域での自主的な学習を支援するため、講師派遣や人権ビデオの貸し出し等の、資料提供を行ったりします。

さらに、講座やイベントの参加者からの意見・感想の集約等を行い、今後の施策に反映させます。

(1) あらゆる場における人権教育・啓発

ア 学校等での取組

学校等において、本市の「さぬき市教育振興基本計画」のもと、一人ひとりを大切にしたい教育を推進する観点から、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた、教育活動全体の中に人権尊重の視点を取り入れた教育内容を創造するなど、人権尊重の精神を高める教育を推進しています。

また、保育所では、「保育所保育指針」をもとに「人権を大切にする心を育てる」保育を念頭に、幼稚園等と連携して、就学前人権教育の取り組みを進めてきました。

近年、経済状況の変化や女性の社会進出が求められる中で、親子のふれあいも少なくなってきました。

そのような状況の中、保育所、幼稚園、小中学校での発達段階での人権教育は、自尊感情や相手を思いやる気持ちを養ううえで、非常に重要です。そのため、人権尊重の意識を高め、日常生活の中の不合理を敏感に感じとる感性や人権課題に対する偏見や差別を解消していく意欲と実践力を持った子どもを育成していかなければなりません。研修会・講演会などでさまざまな形式の学習を取り入れながら、多様な教育実践の推進に努めます。

さらに、子どもだけに人権教育・啓発を進めても、その保護者によって、

子どもの人権意識が大きく左右されることとなります。そのため、引き続き、PTA等を対象に支援を行い、人権教育・啓発を図っていきます。

イ 地域社会での取組

差別のない社会の実現のために、地域社会の中で、市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、人権尊重の精神を日常生活の基盤として身につけ行動することが求められます。

辛立文化センター、教育集会所、公民館、児童館など地域に密着した施設を活用し、身近な課題や地域の実情に合わせたテーマを取り入れた講演会を考え、社会教育団体や施設利用者の人権意識の高揚に努めていきます。

また、地域社会が一体となって、人権教育・啓発を推進することができるよう、自治会とも連携して取組を進めます。

さらに、相談体制については、人権相談、行政相談、法律相談などを有効に活用しながら、相談体制の充実を図ります。

ウ 家庭での取組

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や子どもの成長過程における人権意識の形成のための重要な場ですが、家庭での日常生活において、時として誤った認識により形成された差別意識が学校等で学んで正しく理解をしている子どもに影響を与える場合もあることから、人権教育・啓発の取り組みが重要になります。

さらに、厳しい社会情勢により、世帯での所得の低下や自尊感情の不足から子育てを放棄し、子どもに虐待するなどの人権問題が増加しています。

また、高齢化社会の進展により、寝たきりや認知症など介護支援を必要とする高齢者が増加しており、要介護者のいる家族の負担は非常に重くなっています。そのため、家族の関係が損なわれ、高齢者への虐待や介護の放棄などの事態が生じ、さらには、介護をしている家族も介護疲れから精神疾患などに陥るケースも少なくありません。

そのような状況に対応するためにも、保護者に対する子育ての悩みや不安、その他様々な人権問題に対応できる相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携して取り組んでいきます。

エ 職場での取組

人権が尊重された明るい職場づくりのために、公正採用の推進やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の人権侵害を許さない環境づくり、えせ同和行為の排除などを進める必要があることから、事業所は、CSR（企業の社会的責任）のもと、事業規模や就業時間等を考慮しながら、継続的な人権啓発活動の構築が重要となります。

このため、事業所に対しては、人権週間や同和问题啓発強調月間などの機会を活かし、事業所を訪問しながら、周知文やポスター、チラシ等の提供を通じ、人権啓発活動が充実するよう支援に務めます。

また、人権に関するビデオの貸し出しや講師を派遣するとともに、市が主催する講演会や研修会への参加を推進します。

(2) 効果的な推進のために

ア 社会教育団体、市民団体等との連携

人権意識については、一人ひとりの意識の変化によって変わってくるものであり、行政だけの人権教育・啓発には限界があります。2011（平成23）年3月11日におきた東日本大震災の教訓からも公助から共助、自助が重視されてきました。

人権教育・啓発についても、人と人とのコミュニケーションの中で広がっていくことであり、社会教育団体、市民団体等がその担い手として重要な役割を果たすものと考え、連携しながら、取組を進めます。

イ 国・県との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のため、国や県、民間団体や企業等との連携・協力を図り、特に県や市町等で構成する「香川県人権啓発推進会議」や高松法務局等で構成する「高松地域人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。

また、マスメディアについては、市民の意識形成に大きな影響を及ぼすことからテレビなど各種媒体を通じての情報提供に務めるなど、積極的に連携し活動していきます。

さらに、保健・医療関係者、福祉関係者、警察、消防、報道関係者など人権に関わりの深い特定の職業に従事する職員についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取組の充実が図られるよう、情報の提供等の協力を努めます。

ウ 庁内の推進体制

人権教育・啓発の総合かつ計画的な推進を図るため、各部局が連携し、全庁体制による取組を進めます。

また、職員が人権問題に対して正しい理解と対応ができるよう、日ごろから人権尊重の精神に立って職務を遂行できるよう研修の充実を図ります。

エ 基本指針の見直し

本市の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状等について把握するよう努めるとともに、国・県の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要な場合、随時おこないます。

資 料

○世界人権宣言（抜粋）

○日本国憲法（抜粋）

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

○さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例

○人権尊重都市宣言

世界人権宣言（抜粋）

1948年12月10日
（国際連合第3回総会 採択）

第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながら自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等の原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例

平成14年4月1日条例

第125号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、差別をなくし、人権を擁護するための市民の責務、市の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「差別」とは、部落差別、身体障害者差別及び女性差別等をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、第1条の目的を実現するよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、差別をなくし、人権を擁護するために必要な教育・啓発活動及び生活環境の改善等社会福祉の増進に関する施策の推進を図るものとする。

(調査等)

第5条 市は、差別をなくし、人権を擁護するため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(審議会)

第6条 市は、第4条に規定する施策の推進についての重要事項を審議するため、さぬき市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営については、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

人権尊重都市宣言

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。

私たちさぬき市民は、日本国憲法の理念にのっとり、市民一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、相互理解を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない明るく住みよい社会の実現を誓い、ここにさぬき市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

平成15年9月9日

さぬき市

さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針

2014(平成26)年3月

発行 香川県さぬき市
編集 さぬき市市民部人権推進課
〒769-2195
香川県さぬき市志度5385番地8
TEL 087-894-9088
